

公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく
独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての情報の公開

交付又は支出先 法人名称	名目・趣旨等	交付又は 支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会費一 口当たりの金額、もしくは最 低限の金額 (単位:円)	交付又は 支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合	
						公益法人 の区分	国所管、 都道府県 所管の区分
日本監査役協会	日本監査役協会年会費 2012年度(5月から4月)	160,000	1名 100,000 2名以降 60,000 計2名	4/24	当法人は、監査役の監査方法等の 調査研究等を行っており、刊行物の購 読、セミナーへの参加等を通じて、監 査の実効性の向上を図るため。	公益社団法人	国所管
日本機械学会	2012年年会費(1月から12月) 2013年年会費(1月から12月)	150,000	90,000 (2012年分) 60,000 (2013年分)	4/20 11/13	当法人は、機械に関する研究発表 等を行っており、研究開発業務におい て、講演会への参加等を通じて得られ る最新の学術、技術情報は、当該業 務の遂行に必要不可欠なものである ため。	一般社団法人	国所管
精密工学会	2012年年会費(2月から1月) 2013年年会費(2月から1月)	300,000	150,000 (年額)	4/20 11/20	当法人は、精密工学に関する調査 研究等を行っており、貨幣製造技術等 の研究開発業務において、会誌の購 読、講習会への参加等を通じて得ら れる最新の学術、技術情報は、当該 業務の遂行に必要不可欠なものであ るため。	公益社団法人	国所管
日本塑性加工学会	賛助会員会費 2012年度(4月から3月)	100,000	100,000 (年額)	4/20	当法人は、塑性加工に関する研究 発表等を行っており、研究開発業務に おいて、講演会への参加等を通じて 得られる最新の学術、技術情報は、 当該業務の遂行に必要不可欠なもの であるため。	一般社団法人	国所管
表面技術協会	2012年年会費(1月から12月) 2013年年会費(1月から12月)	120,000	60,000 (年額)	4/20 11/20	当法人は、金属をはじめプラスチッ ク、セラミック等の素材に関する調査 研究等を行っており、貨幣製造技術等 の研究開発業務において、会誌の購 読、講習会への参加等を通じて得ら れる最新の学術、技術情報は、当該 業務の遂行に必要不可欠なものであ るため。	一般社団法人	国所管

日本医師会	日本医師会会費 本局(3期分 4月から3月) 広島(年会費 4月から3月)	154,000	42,000 本局(1期あたり) 28,000 広島(年額)	4/6 8/3 9/6 12/4	日本医師会認定産業医として認定されるには、日本医師会に登録指定されることが必要であるため。	特例社団法人	国所管
大阪府医師会	大阪府医師会会費 (3期分 4月から3月)	120,000	40,000 (1期あたり)	4/6 8/3 12/4	大阪府医師会認定産業医として認定されるには、大阪府医師会に登録指定されることが必要であるため。	特例社団法人	都道府県所管
産業環境管理協会	受講料及びテキスト代 (公害防止管理者)	258,320		11/21,11/22,11/27, 12/7,12/14,12/14, 1/16,1/25,2/13		特例社団法人	国所管
日本消防設備 安全センター	受講料 (消防設備点検資格者等)	155,930		4/6,4/20,4/20, 4/27,4/27,7/31, 9/3,10/19		特例財団法人	国所管
田附興風会 北野病院	公務災害に係る療養補償	126,326		7/27,8/31,9/21, 10/19,11/22,12/31 1/25,2/22		公益財団法人	国所管
日本監査役協会	研修参加費	114,000		5/16,7/6, 11/14,11/21,12/7, 1/16		公益社団法人	国所管
日本プラント メンテナンス協会	受講料 (自主保全士 機械保全技能士)	810,705		8/3,8/10,8/17,8/31, 11/30,12/21,12/31		公益社団法人	国所管

※ 本件の公表は、独立行政法人が支出する会費の見直しについて(平成24年3月23日付 行政改革実行本部決定)に基づく平成24年度における会費支出の公表も兼ねる。

【記載要領】

(注1)「公益法人等」には、特例民法法人、公益社団・財団法人が含まれる。

(注2)「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。

(注3)「会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額もしくは最低限の額を記載すること。

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。